

有料老人ホームにおける事故発生時の報告等の取扱い

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、設置者が行うサービス（委託している場合も含む。）提供中の入居者の事故及びサービス提供に関連する入居者の事故とする。

2 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等（送迎、通院やレクリエーション等での外出時の事故も含む。）

死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。

②食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。

③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、入居者の処遇に影響があるもの。

④その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

1) 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核、感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症）の患者が発生した場合は、所管の保健所へ所定の届出を行うとともに、柏原市へ報告する。

2) 設置者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに柏原市及び所管の保健所へ報告する。

3 報告すべき事故の範囲

(1) 設置者側の過失の有無は問わない。（入居者の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。）

(2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告する。

(3) 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じ

る可能性のある場合（家族等と紛争が生じる可能性のある場合）は報告する。

(4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告の時期・手順

(1) 設置者は、事故等の発生後、速やかに柏原市へ報告を行う。

なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに柏原市へ電話等により報告を行い、その後文書により報告を行う。

(2) 設置者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書により結果等の報告を行う。

5 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ①報告者：設置者名、施設名、所在地、電話番号、管理者の氏名
- ②入居者（対象者）：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、要介護度等、認知症高齢者の日常生活自立度
- ③事故等の概要：発生年月日時、発生場所、事故等の種類、事故等の内容（発見時の状況及び経緯を記載）
- ④事故時の対応：対処の方法、治療等を行った医療機関名、治療等の内容（診断結果も含めて）
- ⑤事故後の対応：入居者の状態、家族等への報告・説明（家族等の氏名、入居者との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解）、損害賠償に関する状況
- ⑥再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑦その他の特記事項

(2) 報告様式

上記（1）に掲げる報告事項が記載されていれば、独自で作成した様式で報告して差し支えないものとする。

6 その他設置者の対応

設置者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備する。

また、発生した事故について原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、柏原市の指示に従う。